

公共事業再評価調査

様式1

主管課：漁港漁場課

1 事業概要	事業名：漁港漁場整備事業（石垣市 石垣漁港）						
	事業種別：広域漁港整備事業	事業主体：沖縄県	当初事業期間：H13～H22				
(整備目的)	事業箇所：石垣市	根拠法令：漁港漁場整備法	事業期間：H13～H23				
	総事業費(百万円)：2,459	費用内訳：補助 90/100	事業量：漁港施設整備 一式				
	外郭施設、係留施設等の整備を図り、台風時でも漁船が安全に係留できる漁港づくりと、東西で港内が分断されている状況を臨港道路(漁港内道路)の整備で接続し、漁港機能の一体化・向上を図り、安全安心な漁業活動を確保し、漁獲物の安定供給に資することを目的とする。						
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間( 年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他						
3 再評価に 至った主要 要因	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期 <input type="checkbox"/> ⑨その他(事業採択後10年を経過(着工済))						
4 事業の進 捗状況	本地区は、平成13年度に整備計画を策定し、その後、効果的な事業推進を図るため、平成17年度に計画変更を行い、平成22年度の完成を目指し事業を進めてきたところである。しかし、関連事業である石垣市主体の再開発計画(新栄町船揚場の埋立)に対し、一部住民の反対があり、また、平成22年2月末の市長選挙、市議会議員選挙等によって、予定より市の事業化対応が遅れたため、本事業の工期が10年を経過することとなった。						
	(H22.3月時点)	項目	事業費(百万円)	外郭施設(m)	係留施設(m)	輸送施設(m)	漁港施設用地(m <sup>2</sup> )
	計画	2,459	497	703	679	18,270	
	実施済	2,115	497	663	510	17,079	
	率	86.0%	100.0%	94.3%	75.1%	93.5%	
5 事業効果 の評価指標	①水産物生産コストの削減効果	125.0	①外郭施設				476
	②漁業就業環境の向上	12.6	②係留施設				1,289
	③その他効果	8.7	③輸送施設				81
(耐用年数:50年)	年間便益額の合計	146.3	④漁港施設用地				613
(基準年:H21)	基準年換算総便益(B)	3,504	総費用				2,459
(単位:百万円)	費用便益比(B/C) = 3,504/2,702 =	1.30	基準年換算総費用(C)				2,702
6 事業を巡る 状況の変化	①社会・経済 本漁港は、広域的に利用される第2種漁港であり、八重山圏域の流通拠点漁港として位置付けられているとともに、荒天時には避難拠点港として多くの漁船が利用している。地理的には市街地に位置し、石垣市内のみならず県内外へ新鮮かつ安定的に漁獲物を供給する漁港として重要性を増しており、また、地域住民の憩いの場としてのニーズも高まっている。 ②地元・自治 漁港内を東西に分断している新栄町船揚場は、住宅地に食い込んだ場所に位置し、老朽化により当該施設の機能が低下している状況であり、早急な対応を求められている。 ③利害関係者 特に問題なし。						
7 事業の必 要性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 石垣漁港は八重山圏域の流通拠点漁港として位置付けられており、平成13年度の事業着手後、これまでに岸壁等の耐震化、荒天時に漁船を安全に係留できる水域の確保、及び就労環境の改善等を目的とした整備を計画的に進めてきたところである。 また、石垣市は、再開発計画に基づき新栄町船揚場を埋立て、公民館施設、コミュニティー施設及び公園緑地等を整備し、地域住民の交流の場を設けて周辺環境の改善を図ることとしており、県はこれと併せて、臨港道路接続及び前面の7号船揚場を一体的に整備し、漁港の一体化・機能向上を図る計画である。 当初の予定より上記に係る石垣市の対応が遅れが生じたものの、石垣市は再開発に伴う埋立事業の推進に向け取り組んでいるところであり、県は石垣市と足並みを揃えて7号船揚場等を整備し、事業を完結させる必要がある。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減) 石垣市の再開発計画も地元との調整を終え、公有水面埋立願書が申請されており、現在公告縦覧の段階まできている。しかし、埋立免許の取得が平成23年4月頃の予定となることから、県の船揚場整備も平成23年度に実施する必要がある。 ついては、県が実施している事業の計画期間を延長することにより、速やかに船揚場等の整備を実施することが効率的で最良な手段である。 ③事業効果の発現状況 老朽化した新栄町船揚場の代替としての7号船揚場も70%が完成し漁船も半数以上が移動を終えている。石垣市への埋立免許が下り次第、県は残りの船揚場を施工し、平成23年度中に事業完了の予定である。						
8 今後の対 応・見直し	①事業計画等 平成23年度に完了する予定である。 ②対住民関係 地域住民の合意を得ており特に問題なし ③執行体制等 現在の組織体制で執行可能である。						
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止						